

資料1

弘前市地域福祉計画及び改訂案について

本日の説明内容

○計画策定までの経過及び概要

- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ・弘前市地域福祉計画の概要（現行計画）

○進捗状況（各基本目標における評価指標）

○弘前市地域福祉計画改訂案

計画策定までの経過及び概要【地域共生社会の実現に向けた取組の推進】

国

ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) 抜粋

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現する。

『我が事・丸ごと』の地域共生社会 「地域共生社会」の実現に向けて (平成29年2月7日) 抜粋(厚生労働省)

●地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)

●改革の背景と方向性

- ①公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
- ②『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換 ⇒ 人と人とのつながりの再構築

県

青森県型地域共生社会 (平成30年度～) 県資料抜粋

●目指す姿

地域で**生まれ**、地域で**育ち**、地域を**助け**、
地域で**安心して老後を迎える**ことができる社会

●基本的な考え方

青森県の**保健・医療・福祉包括ケアシステム**に「**住まい**」「**生活支援**」を取り込むとともに、「**交通**」「**情報通信**」「**セキュリティ**」の地域機能を加え、さらに「**地域づくり**」の視点を踏まえた深化を図る。

●ポイント

- ・全国に先駆けて取り組んできた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」が基盤
- ・住民主体による地域づくりの推進に加え、農山漁村の「地域経営体」など様々な担い手の活躍を促進
- ・地域で「経済を回す」視点を重視し、持続可能性を確保

計画策定までの経過及び概要 [弘前市地域福祉計画の概要（現行計画）]

1 市町村地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備することを内容としたもの。

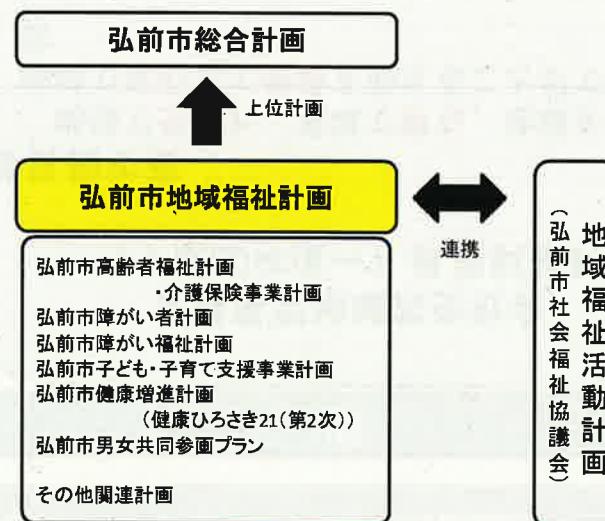
2 弘前市地域福祉計画策定の経緯

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、地域福祉計画の策定が努力義務化（これまで任意）されたことに伴い、当市においても本計画を策定した。

3 計画の位置付け

- 市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画と整合を図り、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の指針とする。
- 各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部とみなす。
- 弘前市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」との連携も図る。

《イメージ図》



計画策定までの経過及び概要 [弘前市地域福祉計画の概要（現行計画）]

4 計画の期間

- 本計画の期間は、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度の5年とする。
- 期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行う。

5 地域住民、事業者、行政の各主体の役割

地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んで行くことが必要となることから、本計画に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置づけた。

《地域住民》

地域福祉を支える一員として、
身近な範囲で、できることから
取り組みます。

取組の例

- ・出前講座を活用して、制度などの知識や教養を深める。
- ・地域の行事に参加してみる。
- ・認知症サポーター養成講座に参加してみる。
- ・地域の中で気になることを地域のみんなで話し合ってみる。など



《事業者》

主体的な取組や行政との協働
などを通じて、地域活動に
取り組みます。

取組の例

- ・地域のボランティア活動に参加してみる。
- ・地域の見守りへの協力をする。
- ・子育てや介護を行っている従業員が家庭生活と両立できる環境づくりに取り組む。など



《行政》

地域ニーズを把握し、地域共生社会の実現に向けて各種団体との連携体制など地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組みます。

取組の例

- ・地域活動を開催する団体の掘り起こし。
- ・地域福祉や権利擁護などについて理解を深めるための機会の提供。
- ・地域ニーズを把握した質の高い福祉サービスの提供。
- ・地域住民の様々な課題に対応した横断的な相談体制の整備。
- ・積極的な情報発信。など



計画策定までの経過及び概要 [弘前市地域福祉計画の概要（現行計画）]

基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談体制の構築や社会参加を促進するための社会基盤の整備に努めます。

→ 制度の狭間への対応などの各分野横断的に対応可能な体制の構築
～「まるごと」の推進～

【取組事項】

- ☆ 1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化
- ☆ 2) 保健・医療・福祉の一体的連携
- 3) 情報提供体制の充実



基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

福祉活動を推進できる人材の育成や住民一人ひとりの意識の向上を推進するとともに、地域コミュニティの活性化や新たな社会資源の掘り起こしを行います。

→ 地域コミュニティの活性化や新たな人材の発掘～人材育成～

【取組事項】

- ☆ 1) 福祉意識の醸成
- ☆ 2) 多様な担い手の育成
- 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進



〈基本理念〉 ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現

地域の一人ひとりが 住み慣れた地域で 互いを認め、支え合いながら ともに生きるまちを目指します

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

誰もが役割を持ちお互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創造と、地域での福祉活動を行うための環境の整備を進めていきます。

→ 自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進
～「我がこと」の推進～



【取組事項】

- ☆ 1) 地域課題の解決力の強化
- 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
- 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備



☆：特に重点的に取り組む事項

基本目標4 包括的なサービスの提供

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者など全ての個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

→ 支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備

【取組事項】

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援



進捗状況（各基本目標における評価指標）

「*」：令和2年度 弘前市市民意識アンケート速報値

基本目標1　社会全体で支える仕組みの構築

評価指標	基準値 (取得年度)	2019年度評価 (取得年度)	2020年度評価 (取得年度)	目標値 (2022年度)
支援により生活保護を受給しなかった割合	98.1% (2017年度)	100% (2018年度)	98.1% (2019年度)	100%
広報活動により情報を入手し行動に移した（役に立ったと思った）割合*	64.3% (2018年度)	69.6% (2019年度)	67.7% (2020年度)	68.3%

基本目標2　地域で支え合う環境づくりの促進

評価指標	基準値 (取得年度)	2019年度評価 (取得年度)	2020年度評価 (取得年度)	目標値 (2022年度)
市民参加型まちづくり1%システム支援事業における新規事業の採択数（4年間の平均値）	27件 (2018年度)	23件 (2019年度) ※単年度分	27件 (2019年度)	30件
「高齢者ふれあい居場所」の開設数	5箇所 (2017年度)	31箇所 (2018年度)	38箇所 (2019年度)	50箇所

進捗状況（各基本目標における評価指標）

「*」：令和2年度 弘前市市民意識アンケート速報値

基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

評価指標	基準値 (取得年度)	2019年度評価 (取得年度)	2020年度評価 (取得年度)	目標値 (2022年度)
市民後見人養成研修の受講者数（累計）	53人 (2014年度)	53人 (2014年度) ※実施なし	53人 (2014年度) ※実施なし	73人
町会や公民館、学校やPTA・NPO・ボランティア団体・企業などの地域の活動や行事に参加している市民の割合*	30.6% (2018年度)	32.8% (2019年度)	29.6% (2020年度)	35.0%

基本目標4 包括的なサービスの提供

評価指標	基準値 (取得年度)	2019年度評価 (取得年度)	2020年度評価 (取得年度)	目標値 (2022年度)
自らを健康だと思う市民の割合*	81.9% (2018年度)	75.5% (2019年度)	82.7% (2020年度)	85.1%
障がい者が安心して生活できるまちであると思う市民の割合*	25.5% (2018年度)	29.9% (2019年度)	28.4% (2020年度)	30.0%

弘前市地域福祉計画改訂案

1 改訂理由及び内容

弘前市成年後見制度利用促進基本計画を弘前市地域福祉計画に新たに章立てすることにより策定しようとするもの。

〈成年後見制度とは〉

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

〈市町村成年後見制度利用促進基本計画とは〉

①策定根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条において「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

※計画策定方法は、「地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定」「単体計画として策定」のどちらかのスタイルとする。

※国は、令和3年度末までに全市区町村が計画を策定することを重要業績評価指標（KPI）として設定し、全市区町村に対応を求めている。

②計画策定にあたっての考え方

弘前圏域定住自立圏構想の連携施策として「弘前圏域権利擁護支援事業」を共同実施していることから、成年後見制度を含む権利擁護に関する取組について、当圏域における方向性を共有し足並みを揃えて対応していくため、基本的な考え方を圏域で整理することとした。この内容をもって、各市町村では地域特性等を考慮し反映したうえで、各市町村の計画として決定する。

③経過

7月28日	第1回担当者会議	骨子案について検討
8月25日	第2回担当者会議	素案について検討
10月6日	弘前圏域権利擁護支援連絡会	素案について意見聴取
10月19日	第1回担当課長会議	素案について検討

2 改訂案

現在の弘前市地域福祉計画（4章構成）の第3章の次に「弘前市成年後見制度利用促進基本計画」を第4章として追加し、現在の第4章を第5章に繰り下げる。※体系図案は次ページ

〈地域福祉計画と一体的に策定する理由〉

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と成年後見制度の利用促進を総合的・一体的に取り組むため。

弘前市地域福祉計画改訂案

3 計画の構成案

現行計画	改訂案
第1章 計画の概要	第1章 計画の概要
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題
第3章 基本理念と基本目標	第3章 基本理念と基本目標
<u>(新設)</u>	<u>第4章 弘前市成年後見制度利用促進基本計画</u> <u>1 計画の策定にあたって</u> (1)計画策定の背景と目的 (2)計画の位置づけ (3)計画期間 (4)計画の進行管理及び評価 (5)周辺自治体との協力 <u>2 成年後見制度利用に関する現状</u> (1)首長申立 (2)成年後見制度利用支援事業 (3)弘前圏域権利擁護支援事業 <u>3 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理</u> <u>4 計画の策定によりめざす姿</u>
<u>5</u> 第4章 計画推進の方策	第5章 計画推進の方策

弘前市地域福祉計画改訂案

4 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理及び計画の策定によりめざす姿

弘前圏域において、広域で取り組むに至った喫緊の課題

○成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足傾向にあることから、圏域全体で相談体制を再構築するとともに市民後見人の担い手の育成・確保に取り組む必要

○成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要

○圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営



弘前圏域での取り組みの方向性

基本目標 1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整える。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の構築をめざす。

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整える。

基本目標 3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識の不足から生じるケースが多くなっていることから、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図る。

5 計画の進行管理及び評価

取組状況の点検及び評価は、弘前市地域福祉計画の進行管理と一体的に行う。

6 今後のスケジュール

11月中 パブリックコメント（実施中 ※11月30日まで）

→ 意見を整理し、必要に応じて修正のうえ、計画決定に向けた事務手続きを行う ⇒ 計画決定

3月下旬（予定） 社会福祉問題対策協議会への報告

